

令和6年11月25日

都道府県綱引連盟事務局 各位

公益社団法人日本綱引連盟

会 長 石井 良之

技術審判委員会委員長 安齋 一二

服装（ユニホーム）追記事項

日頃より綱引競技の発展、競技者拡大等、連盟事業にご尽力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、表題についてご案内をさせていただきます。つきましては、競技者、審判員、及び関係者の皆様へご周知いただけますようお願いいたします。

・服装（ユニホーム）について

競技規則 第1 総則 8 服装 (1) 服装 ①競技中の服装

ショートパンツ、スポーツシャツ及びストッキングの標準的なスポーツ用の服装とし、チームで統一する。男女混合の場合は、男子、女子で統一されていれば良い。ただし、ユニホームの補修は、必要最小限とし、かつ、裏側からとする。

補足

・上衣：同色・同デザインで統一する事。（チーム名、マーク）

※ユニホーム前面ファスナーの有無は問わない。

・パンツ：同色・同デザインで統一する事。（チーム名、マーク）

・スパッツ：長短は問わないが同色系で統一する事。

柄物は不可とする。（ラインは別）

・ソックス：長短色の統一は問わない。（今後統一の方向性を検討中）

日本綱引連盟理事・技術審判委員会委員長 安齋 一二

969-1512 福島県二本松市上川崎字西竹 102

TEL・FAX0243-52-2338 携帯 090-3127-2519

E-mail ankatsu12@viola.ocn.ne.jp